

(陳受25第9号)

吉祥寺地区客引き防止条例制定に関する陳情

受理年月日

平成25年8月29日

陳情者

イースト吉祥寺まちづくり協議会

### 陳情の要旨

当協議会は、東部地区の環境浄化と活性化を目指して、前身団体では地区計画、まちづくりルールの検討、当協議会では吉祥寺東部まちづくり方針案の作成等（市へ提出済）の活動をしてまいりましたが、ここで改めて市に対して、目下の検討課題について陳情いたします。

警視庁発表の刑法犯発生状況（東京都全域）、犯罪発生率（東京都全域）において、武蔵野市は23区、都下各市と比較しましても、上位に位置しています。特に吉祥寺地区では、昨今は発砲事件、殺人事件など重大な犯罪が発生しています。安心、安全のまちは市民の最大の願いです。夜間に吉祥寺東部地区、南口エリアでは黒ずくめの服装の客引きが多数たむろし、通行の妨げとなり、「怖いまち」というイメージが問題になっています。

また、現行の武蔵野市の迷惑防止条例（武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例）では、ブルーキャップの活動も含めて全く対処しきれていません。既に愛知県名古屋市中区を対象とした愛知県警による条例案提出、新宿区の新条例案など、歓楽街を抱える地域の行政指導が活発になってきています。

以上のことから、下記の事項を検討し、施行することにより、総合的な視点から吉祥寺東部地区、南口エリアの健全な商業の活性化、そして長年の懸案である環境浄化を含む真に安心安全なまちへと変貌を遂げることと確信し、本件を陳情いたします。

### 記

- 1 規制対象区域を指定し、新たな客引き防止条例を施行して、不特定多数の人に、「キャバクラ、いかがですか。」と呼びかけたり、ビラを配る行為を禁止すること。
- 2 キャバクラなどに呼びこむ行為のほか、客を待って「立っているだけ」の客待ち行為も規制すること。
- 3 風俗案内所の設置行為も規制すること。